令和３年９月１日

保護者各位

荒井学園新川高等学校
校　長　　濱元　克吉

学校外の活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（お願い）

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申しあげます。

新型コロナウイルス感染症については、大都市圏はもとより全国的に感染が再拡大している状況にあります。

本県においても、感染者数が増加しており、富山アラート３が発令されたところであります。

また、富山県〔措置地域/富山市〕において、まん延防止等重点措置が８月 20 日～9 月 12 日まで適応されております。とりわけ、従来株よりも感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株についても県内で確認されるなど、学校現場において予断を許さない状況となっております。

本校では、生徒の活動を継続するため、日頃よりマスクの着用の徹底や生徒間の距離の保持、手洗いの徹底を指示するほか、校内では窓を開けて換気を心がけるなど「３つの密」の回避を徹底して、学校での感染拡大リスクを可能な限り低減しております。一方、生徒の感染については、家庭内での感染や学校外での活動に起因する場合が全国的に多くなっております。

つきましては、ご家庭におかれましても、以下の点についてご留意いただき、今一度ご家族も含め生徒の感染症対策の徹底について万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、生徒本人やご家族に新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）の症状が現れた場合は、直ちにかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談のうえ受診されますようお願いいたします。

＜ご留意いただきたいこと＞

〇全ての都道府県との不要不急の往来は自粛。

〇緊急性や重要性が高いなどの理由で外出する場合は感染防止対策を徹底すること。

〇「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「３つの密」になる行為は避けること。

〇部活動については以下の通りとする。

・９月１日(水)～３日(金)、９月６日(月)～１０日(金)までの部活動は、１３時～１５時までを活動時間とし、１５時３０分を完全下校時間とする。また、一度の活動人数を４人以下(指導者１名に対して)とし、十分に間隔を空け、密にならないように活動すること。なお、土曜日、日曜日の部活動については、同様に感染防止対応を厳守し、１３時を完全下校とする。

・合宿及び県外への遠征、他校との合同練習は行わない。

・部活動後は、集団で行動せず、速やかに帰宅すること。

・体調が優れない場合や家族に体調不良者がいる場合は、部活動に参加しない。

〇発熱等の新型コロナウイルス感染症疑いの症状が出た場合は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談のうえ受診するとともに、学校へ連絡すること。なお、相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター（076-444-4691（24 時間対応））に電話で相談すること。

＜参考＞　発熱等がある場合の受診・相談方法について
富山県ホームページ
https://www.pref.toyama.jp/120507/kurashi/soudanshisetsu/madoguchi/kenkouiryou/kj00021473.html

まん延防止等重点措置に係る対策について

富山県

【期間】令和３年８月20日（金）～９月12日（日）（24日間）

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項、第31条の6）

○重点措置を講じるべき区域（措置区域）：富山市

○県独自で時短要請などの措置を構じる区域：県内全域（富山市を除く）

対象区分	富山市（措置区域）	県内全域（富山市を除く）
1　飲食店等	午後8時までの時短営業、酒類提供の終日自粛などを要請	午後8時までの時短営業を要請（酒類提供は午後7時まで）
2　集客施設	午後8時までの時短営業、大規模商業施設や百貨店地下食品売場の入場制限などを要請	午後9時までの時短営業を依頼
3　催物（ｲﾍﾞﾝﾄ等）	参加人数の制限（上限5000人）を要請	
4　事業者	在宅勤務等の活用による出勤者数の7割削減などを依頼	
5　県民	不要不急の外出・移動の自粛、感染防止対策の徹底を要請	